

改 正 案		現 行	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 市長	香芝市子ども医療費助成条例（平成3年条例第15号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	香芝市子ども医療費助成条例（平成3年条例第15号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	香芝市心身障害者（児）医療費助成条例（平成3年条例第16号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	香芝市心身障害者（児）医療費助成条例（平成3年条例第16号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年条例第17号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年条例第17号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	香芝市精神障害者医療費助成条例（平成27年条例第5号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	香芝市精神障害者医療費助成条例（平成27年条例第5号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	高齢者の心身障害者及び高齢者のひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	高齢者の心身障害者及び高齢者のひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者の精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	6 市長	高齢者の精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		7 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市民とは別に管理しておく必要がある	8 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市民とは別に管理しておく必要がある

改 正 案			現 行		
		ものをいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの			ものをいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
<u>8</u>	教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>9</u>	教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>9</u>	教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>10</u>	教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>10</u>	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<u>11</u>	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの